

別 紙

研究費名称等	応募 単位	現行手続	改正案	備考
科学研究費補助金 (MEXT/JSPS)	研究 機関	研究支援課起案による 文書稟議決裁	変更なし	参考として記載
e-Rad 利用公募 ※1	研究 機関	研究支援課起案による 文書稟議決裁➡申請	変更なし	
	研究者	研究支援課又は研究者起案 による文書稟議決裁➡申請	変更なし※2	採択された場合、契約書締結・ 機関管理が基本となっており、機 関の事前承認は必要 採択決定後、通知文書等を研究 支援課に提出 採択決定後、研究支援課は文 書稟議決裁で学内承認（付随 業務を含む。）を得る
公益財団法人 〇〇財団等 （奨学金・助成金 授与団体）※3	研究 機関	研究支援課起案による 文書稟議決裁➡申請	変更なし※2	先方への提出時には完成版を研 究支援課に提出
	研究者	「機関承認・推薦が必要」 研究支援課又は研究者起案 による文書稟議決裁➡申請	「理事長/学長の推薦が 必要」 変更なし※2	
			「学部長の推薦」 学部長宛承認依頼メール 送信（cc に学科長、研究 支援課）➡学部長の承 諾メール受信後申請可	学部長の推薦書等が必要な場 合は研究支援課学部長事務担 当に依頼
		個人の資格で応募可の場合 学内手続き不要	変更なし	採択の場合は自己管理

※1 e-Rad 利用公募の研究費等に申請する場合は、10～14 日間の余裕をもって研究支援課に申し出ること(通常時)。

※2 文書稟議に添付する申請書等は完成版でなくとも可とする（申請後、申請書の写しを研究支援課に提出）。

※3 当該財団等の規定に基づき、奨学金等の管理主体（機関・個人）は異なる。